

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年10月24日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2
普代商工会 会長 上神田 敬二

岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2
普代村長 柁屋 伸夫

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 仙台 英紀

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当会がある普代村は、岩手県北部沿岸に位置し、北は九戸郡野田村、西は下閉伊郡岩泉町、南は下閉伊郡田野畑村、東は太平洋に面し、東西約9km、南北約12km、面積は69.66km²であり、山林が地域面積の約8割を占めている。当村では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「普代村防災マップ」を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

【洪水：普代村防災マップ】

当村の中央部には普代川が流れ、この流域に沿うように中心市街地と田、畑がまとまって拓かれ、他の地域には傾斜度の強い畑が点在し、集落をなしている。当村の防災マップによると、当会の事務所及び大半の会員事業所が立地する村中央部の元村地区では3m～5m未満(うち一部で最大5m～10m未満)の浸水が予想されている。

【土砂災害：普代村防災マップ】

山林が地域面積の約8割を占める当村は、土石流・急傾斜地の土砂災害危険個所が存在している。当村の防災マップによると、村中央部の商業施設が多く立地する元村地区の一部などは土砂災害(特別)警戒区域に指定されており、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

【地震・津波：普代村防災マップ、地震調査研究本部「J-SHIS」】

当村に影響を及ぼす恐れのある地震として、内陸直下型地震については、北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定している。J-SHIS(地震ハザードステーション)の地震ハザードカルテによると、震度5弱以上の地震が今後30年間で99.3%の確率で発生すると言われている。

また、津波災害では、日本海溝等の巨大地震のほか、東日本大震災等も含めたシミュレーションの結果、巨大地震による最大クラスの津波が発生した場合に、普代川河口で21.1m、太田名部漁港で20.3m、白井漁港で22.8mという最大津波水位が想定されている。

【その他】

村内の普代川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、令和元年10月の台風第19号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当村では人的被害はなかったものの、建物被害は床上浸水22棟(全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊20棟)、床下浸水51棟、一部損壊1棟、非住家浸水65棟であった。また、商工業者施設における被害額は115,124千円であった。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。しかし、新型コロナワクチンによる予防接種や飲食店や小売店等に対する新型コロナウイルス感染症対策補助金や給付金等による支援等の対策を行うことでまん延防止を図っている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 115 人
- ・小規模事業者数 100 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	16	15	村内に広く分散
製造業	13	10	村内に広く分散
卸・小売業	33	25	普代地区を中心に村内に広く分散
運輸業	5	5	村内に広く分散
サービス業	48	45	普代地区を中心に村内に広く分散
合計	115	100	

(商工業者数及び小規模事業者数は、令和元年経済センサスより抜粋)

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

① 普代村地域防災計画の策定、防災訓練の実施

普代村地域防災計画は、村域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第 42 条（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、普代村防災会議において策定している。当村及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

② 防災、感染症等対策備品の備蓄

普代村地域防災計画に基づき、当村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、村民及び事業所における物資の備蓄を促進している。

③ 普代村新型インフルエンザ等対策本部の設置

令和 2 年 4 月 7 日の政府対策本部による「緊急事態宣言」が発出されたことを受け、新型インフルエンザ等特別措置法第 34 条第 1 項の規定に基づき、翌日に普代村対策本部を設置し、村が実施する村内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図っている。

2) 当会の取組

① 災害時における会員被災状況の収集

これまで自然災害の際には、当村と連携しながら会員事業者の被災状況等の情報収集を行い、岩手県商工会連合会に報告している。

② 事業継続力強化計画（事業者 B C P）に関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、B C P の必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

③ 損害保険等への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及及び加入促進を行っている。ま

た、新型コロナウイルス感染症発生後には、東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進を行っている。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進できるノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険等の必要性を周知するなどが必要である。

具体的には、以下の3つの項目が課題としてあげられる。

①事業者BCPの策定支援

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する村全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する当会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援スキルの向上

職員の事業者BCP策定及びリスクファイナンスに関する支援スキルが不足しており、職員の資質向上に加えて専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

③応急対策に関する当村と当会の連携体制の整備

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具現化されていない。

III 目標

普代村地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や災害後の復旧等の対策について、当村と当会が一つになって取り組むこととし、特に、村内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

①小規模事業者へのBCP策定支援の強化

小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルート構築

発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当村と当会との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制構築

発災後、速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また、村内において感染症発生時には速やかな拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年12月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 普代村と当会の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

普代村	普代商工会
防災関連の情報提供	事業者BCP策定支援、フォローアップ
本事業継続力強化支援計画策定に係る 助言・指導	本事業継続力強化支援計画策定（「危機管理 マニュアル」作成含む）
小規模事業者に対する災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
当該計画に係る（防災）訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

< 1. 事前の対策 >

普代村地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

村内小規模事業者等に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

・ 防災マップによるリスクの周知

巡回経営指導及び窓口相談業務の際に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組、災害対策の重要性（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・ 広報等による啓発活動

当会が発行する会報や村広報、ホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を周知する。

また、感染症対策については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することも周知する。さらに、感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

加えて、事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等も併せて周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」（令和5年8月作成）

3) 関係団体等との連携

損害保険会社等に社員及び専門家の派遣を依頼し、地域内小規模事業者等を対象とした普

及啓発セミナー、災害保険内容の紹介等を実施する。また、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について、指導及び助言を行うため、関係機関への普及啓発ポスターの掲示、啓発セミナー等の共催依頼を実施する。そのほか、当会職員に対して、BCP計画策定支援を強化するため、岩手県商工会連合会等が開催する研修等へ参加し、スキル向上を図っていく。

4) フォローアップ

村内小規模事業者のBCP策定の取組み状況の把握、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、事業計画更新が的確に行われるようにフォローアップを行う。また、普代村と当会で会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（令和元年台風第19号及び東日本大震災地震・津波クラス）が発生したと仮定し、「普代村地域防災計画」を基に連絡ルートの確認等を行うほか、必要に応じて訓練を実施する。

実施時期	連絡ルートの確認
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認、発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	普代村農林商工課担当

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動につなげる。

感染症においては、国内感染者発生後、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。さらに、感染症流行や、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき感染症対策を実施する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否を報告

普代村の地域防災計画、または当会の緊急連絡網に従い、それぞれ安否確認を実施する。

なお、安否確認の際には、①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状態かどうかについても、情報を集めることとする。

・安否確認の対象と連絡方法

団体名	安否確認の対象と連絡方法
普代村 農林商工課担当者	【担当職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
普代商工会	【職員】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）、③SNS（LINE・メッセージ等）にて安否確認 【正副会長】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）にて確認 【役員】2日以内に携帯電話等にて確認 【会員】5日以内に会員安否を、電話、巡回等により確認

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

安否確認後、普代村、当会間で安否確認結果や近隣の大きな被害状況、業務従事の可否について、情報の共有をしていく。

・安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
普代村農林商工課	課長	課長の次席
普代商工会	事務局長	経営指導員

・新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。また、管轄保健所による指導や国の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、感染症対策を実施していく。

さらに、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

自然災害等による発災時には、普代村と当会との間で、安否確認や大まかな被害状況、被害規模に応じた応急対策の方針を決める。方針決定については、普代村と当会の2者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とすることや、実施に向けた役割分担・スケジュールを別途作成する。

また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害発生状況の場合は、出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

感染症に関しては、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、役割分担を別途決めることや当村で取りまとめた国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を検討するなどの体制維持に向けた対策を実施する。

・被害規模の目安と想定する応急対策の内容（主な判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、<u>比較的軽微な被害が発生している。</u> ・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、<u>大きな被害が発生している。</u> ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、<u>交通網が遮断されており、確認ができない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、<u>比較的軽微な被害が発生している。</u> ・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、<u>大きな被害が発生している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に行わない

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、普代村と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回（10時・17時）共有
1週間～3週間	1日に1回（17時）共有
3週間～1ヶ月	1日に1回（17時）共有
1ヶ月以降	2日に1回（17時）共有

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

自然災害等による発災時に、地域内小規模事業者の被害情報を迅速に把握し、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築し、二次災害発生への恐れのある個所に対しては、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置につなげていく。

また、地域内小規模事業者に対し、被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定について、あらかじめ確認しておき、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行うことで、被害状況を把握していく。なお、把握した被害状況については、下記の「被害状況確認報告書様式」を作成し、普代村と情報を共有し、必要に応じて県や関係団体に報告する。

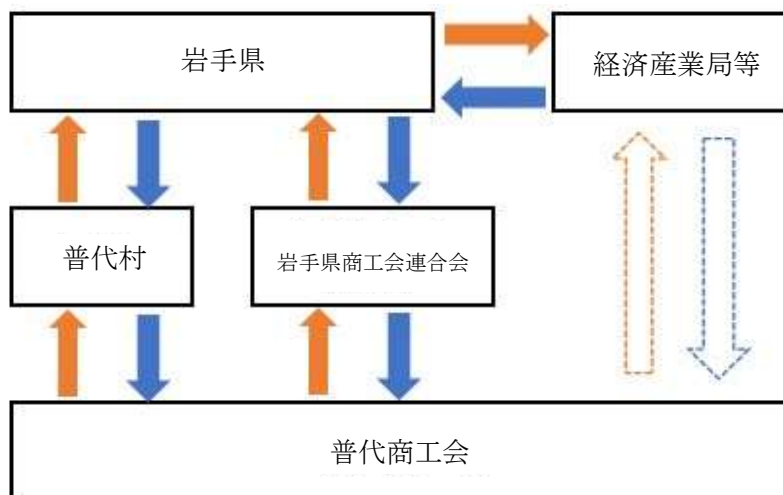
感染症が流行した場合、国や岩手県からの情報・方針に基づき、普代村と当会が共有した情報を岩手県の指定する方法にて、普代村又は当会より岩手県へ報告する。

・指示命令系統・連絡体制図

自然災害等による発災時に、地域内小規模事業者の被害情報を把握し、迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、「普代村地域防災計画」及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

・連絡体制図



・被害状況確認報告書様式

事業所名 例) ○○○商店	住所 例) ○○地区	業種 例) 小売業	被害額 例) ○○千円	被害状況 (建物・機械設備・商品など詳細に記載)

※被害額の算定の対象

当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

1) 「非住家被害」… 事業用の建物の被害

具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

2) 「商工被害」… 建物以外の事業に関する被害

具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

・共有した情報の報告方法

普代村と当会が共有した情報については、当会は岩手県商工会連合会へ、普代村より岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメール等で報告するとともに、必要に応じて商工会災害状況報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

地域内小規模事業者等に対して次のとおり支援を実施する。

・相談窓口の開設方法

相談窓口を開設する方法については、普代村と相談し、設置する。また、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

・相談窓口の設置場所

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・相談窓口での確認事項

地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・有効な被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者を対象にした補助制度等の施策（国や岩手県、普代村の施策）について、地域内小規模事業者等へ周知する。

・感染症への対応

感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を実施していく。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

地域内小規模事業者等に対して次のとおり支援を実施する。

・復興支援の方針

岩手県及び普代村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施していく。

・被災規模が大きい場合の支援方法

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談しながら依頼していく。

※その他

本事業計画は、当会のホームページ及び広報誌、各会合等において公表し、地域内小規模事業者等に対する防災・減災対策についての周知を広く実施していく。

また、本事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県商工労働観光部経営支援課へ報告する。

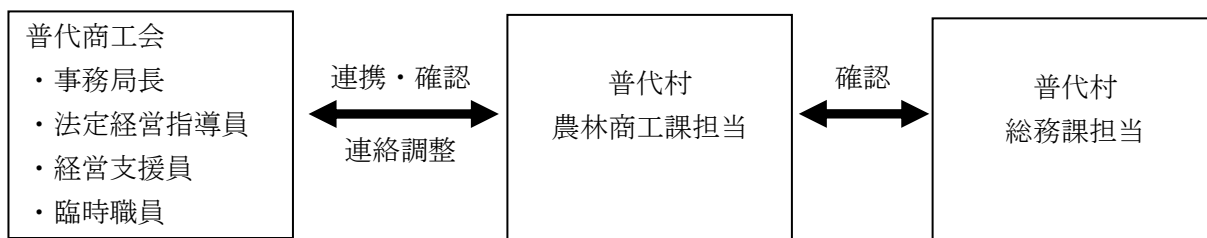
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 仙台 英紀 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

当会の法定経営指導員を中心として、本事業計画の具体的な取組みを実行するとともに、四半期ごとに、地域内小規模事業者等に対する災害リスクの周知状況や、事業者BCPの策定支援等の進捗状況を把握・管理していき、進捗状況を職員間で共有していく。

また、進捗状況の確認や事業計画の改善点等を必要に応じて関係機関と協議していく。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

普代商工会

〒028-8332

岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

TEL:0194-35-2132/FAX:0194-35-2230

E-mail. fudai111@shokokai.com

②関係市町村

普代村役場 農林商工課

〒028-8392

岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

TEL:0194-35-2111 (代表電話) /FAX:0194-35-3017

E-mail: f-nourin@vill.fudai.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、普代村補助金、岩手県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし